



慶應義塾大学ビジネス・スクール

男性のセクシャルハラスメント：A 氏の話（C）

5

私（A 氏）が休職に追い込まれてから、部長は別の事業所に転勤になりました。栄転ではなかったようですが、降格人事でもありませんでした。

私は職場復帰後に、労働基準監督署に労災認定を求めました。しかし、認定は下りませんでした。そこで、労働局に労災の審査請求を行いましたが無効され、再審査請求も棄却されました。

10

最終的に行政訴訟に持ち込みました。しかし、判決は「セクハラによる労災は認めない」というものでした。当時の部長が日頃から男性社員の尻を叩いていた事実は認められましたが、「スキンシップの一環であり、セクハラ行為には当たらない」という判断でした。部長が私の胸や股間を触ったことについては、目撃者や証拠がないとして、労災の理由には当たらないと判断されました。

訴訟の際にお世話になった弁護士さんによると、厚生労働省が定めた労災認定の基準では、継続的に腰を触るといった行為は、心理的負荷が強いセクハラ行為とみなされていて、似たようなケースで女性が提訴したケースでは労災認定が下りたこともあったそうです。私は今も同じ会社で働き続けていますが、部長のあの行為はセクハラ以外の何物でもなかったと今でも思っています。^[1]

15

20

25

^[1] このケースはNHK『クローズアップ現代+』ウェブサイト内、『みんなでプラス』コーナーから、「“性暴力”を考える」シリーズ Vol.28 「男性セクハラ被害の実態は」の中に掲載されたエピソードを基に構成した。<https://www.nhk.or.jp/gendai/comment/0006/topic030.html>、2020年5月8日アクセス。

このケースは慶應義塾大学ビジネス・スクール准教授 山尾佐智子がクラス討議の資料として作成した。

本ケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールが出版するものであり、複製等についての問い合わせ先は慶應義塾大学ビジネス・スクールまで（〒223-8526 神奈川県横浜市港北区日吉4丁目1番1号、電話 045-564-2444、e-mail: case@kbs.keio.ac.jp）。慶應義塾大学ビジネス・スクールの許可を得ずに、いかなる部分の複製、検索システムへの取り込み、スプレッドシートでの利用、またいかなる方法（電子的、機械的、写真複写、録音・録画、その他種類を問わない）による伝送も、これを禁ずる。ケースの購入は <http://www.bookpark.ne.jp/kbs/> から。

30

Copyright © 山尾佐智子（2020年6月作成）